

第6回 南魚沼市子ども・子育て会議 議事録

日時 平成27年3月9日 13:30から

場所 南魚沼市役所2階 大会議室

参加 委員13名（欠席：西野、阿部、坂西）

事務局10名（子育て支援課、学校教育課、保健課）（欠席：上村部長、南雲部長、一之谷センター長、山崎主幹（代理：木村保健師））

議事

- (1) 子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントの実施結果（資料1）
- (2) 子ども・子育て支援事業計画（案）の修正箇所一覧（資料2）
- (3) 子ども・子育て支援事業計画（案）について（資料3）
- (4) その他

議事第1 開会（高橋会長）13:30～

- (1) 事務局員が増員します。

部署	役職	氏名
保健課	課長	貝瀬 良一
	主幹	上村 由美子
	主幹	山崎 直子
子育て支援課	主幹	田村 朱美

議事第2 子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントの実施結果 牛木主幹

◎報告のみ

議事第3 子ども・子育て支援事業計画（案）の修正箇所一覧（牛木主幹）

◎その他の修正箇所について

- (1) p.11の25 金城幼稚園保育園の種別 「保」⇒「認」
- (2) p.11の土曜保育実施施設数 「11」⇒「12」

- (3) p. 11 の欄外※2 () 中に「三用、上原、五日町、宮」を追加
- (4) p. 14 の 2 行目 (後記計画) ⇒ (後期計画)
- (5) p. 20~21 の表内「量の見込み」の前に「①」を加える
- (6) p. 20 (4) 地域子育て支援センター H28 「野の百合保育園」⇒「わかば保育園」に修正
- (7) p. 23 の表内「量の見込み」の前に「①」を加える

議事第4 子ども・子育て支援事業計画（案）について（牛木主幹）

- (1) 3月16日（月）までに子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見を、子育て支援課まで提出してもらいたい。
- (2) 意見等がなければ事業計画案を事業計画として策定する。
- (3) p. 24 放課後子供教室は学童保育と同じような状況で実施するのか。詳細がないまま事業計画を良しとするのは委員としての責任を考えると難しい。
 - ①学童保育の指導員とは別の地域のボランティアなどが職員として配置されるが、基本的には学校を広場にして遊んでいる形態に近いので、指導者に対する補助金もあまり出しておらず、指導員に事故の際の責任を求めることは難しいと思われる。
 - ②放課後子供教室の参加は自由となっている。
 - ③国から「放課後子ども総合プランを実施するように」と言われているが、子育て支援課と教育委員会でどのような形でやっていくのが良いのか擦り合わせをしながら詰めていくところ。
 - ④一体型というのはイベント等で学童と子供教室が一緒に活動することであって、子供教室が実施されるから学童が閉所されるということではない。
 - ⑤教育基本計画（後期編）の中で子ども・若者育成支援センターの役割を含めて、市長部局と教育部局で打合せをしているところなので、平成28年には事業をどの部署で行うかの整合性は出てくるとと思われる。
 - ⑥社会教育課で「少年事業」を実施しているが、同じ内容で同じ日にイベントを行うと「参加者の取り合い」状態になってしまうので、お互いに情報収集していければと思う。
 - ⑦放課後子供教室については補助金をもらい、安定した運営費を確保す

るため、計画に載せないと支障がある。

⑧放課後子供教室は学童保育を利用できない子どもを救う目的がある。

議事第5 その他

(1) 広域利用で認定こども園の幼稚園部を利用する場合の取扱いはどうなるのか。国は待機児童がなければ市外在住者を受入れられるとしている。

- ① 保育の必要性の認定については住居地の自治体が判定する。
- ② 利用料については受入れる側の利用料が適用される。

(2) 里帰り出産に係る受入れはどのようなになるのか。

- ①保育の必要性の認定については住居地の自治体が判定する。
- ② これまでどおり市町村間で文書を取り交わして契約する。

(2) 次世代育成支援行動計画が今年度末で失効するが、考え方・内容等は子ども・子育て支援事業計画へ引継ぐ。

- ①内容は市の子育てに関わる内部事務について自己評価している。(去年の時点で「達成」が8割以上)
- ②3月26日に最後の評議会を実施し、子ども・子育て会議に検討をゆだねていきたい。評価が出たら本会議へ提出したい。
- ③対象は「子ども」だけでなく、「親=子どもを産み、育てる人」も含まれている。

議事第6 閉会（高橋会長） 14：47